

第10回（仮称）大口町町民参加条例策定会議 会議録要旨

日 時：平成20年8月18日（水）午前13時30分～15時30分

場 所：大口町役場 2階 第1会議室

■ 開会

[委員長あいさつ]

相変わらず暑い日が続きますが、今日は前回のお約束でもありますが、地区懇談会に臨むときの意思統一ということで、今までやってきたことを確認して臨みたいと、そういうことがあります。皆さんのお手元にあるように地区懇談会の日程も本当に一週間まるまる続き大変です。今日は意思統一というのがありますが、この第2次の地区懇談会をどういうふうに進めるかという辺りも大事なことと思っていますので、その辺を中心に皆さんからご意見をいただきたいと思っています。それから前回、委員から大変情熱的な前文を案としていただきましたが、私ももう少し簡単に書いてみようとするつもりですけれど、結局意を尽くせずできていませんが、また懇談会の途中ぐらいまでで皆さんにいろいろとご批判をいただきたいと思っています。

それでは、前回から今日までの間で事務局にいろいろなことをやっていただきましたが、その辺の説明からいきましようか。

[議 題] 地区懇談会について

※主幹より配布資料の確認と概要説明

委員長

地区懇談会をどういう中身でどういうふうにするのか。前の時は始めとして気分をほぐすために旗上げをやりましたよね。気楽にいろいろなことを言っていただくという。今回は、広報を見て来ていただくという前提はあるにしても、まだ少し堅すぎるというか、何かポイントを絞ったところで全体をだらだらといかないように。中身が詰まっていますから。とはいいいながら「ここがポイントだ」という辺り少し説明の仕方なんか。それから意見をいただくときはどうでしょう、「さあ皆さん意見を」というよりは、少しアンケート方式みたいに「まちは良くなると思いますか」というような、何かそういう旗上げみたいなことをやってほぐしておいてから個別にご意見をいただく、そういうひと工夫があるような気がするんですがどうですか。いかにも説明会みたいになってしまうと、あんまり意見も出てこないし、へたに出だすとやたらと細かいことが出てくるという。この資料では、主幹が説明してくれた3番の所ですね。この条例が制定されるとどうなるんだろうと、この条例をつくることによって住民の皆さんにどういう関わりがあるのか、皆さんにとってこの条例とは何なのか、その辺の説明が身近に分かっていたらいいような。骨子・構成案という全体のお話もちろん大事なんだけど、「住民の皆さんとしてはこの辺が変わるんだよ」と、それから「行政の仕事が大きく変わります」というんだけど、具体的にではどう変わるのか。それから住民の住民による住民のためのまちづくりというのは、今までも原則としては、主権在民ということで「皆さんが主権者ですよ」と言ってるんだけど、実際はそうではなかったんだけど条例ができることによって、もっと明らかに「皆さんが主権者でありその責務が生じるんだよ」と。「皆さん、そ

れをうまく使ってください」と。ただ「条例ができます、これについて意見をください」というよりは、この条例がどういう意義を持っているのかというのを住民の皆さんに分かってもらうことが必要じゃないかと思うんです。

委員から、メールをもらってるそうですが。

主幹

委員の意見ですが、「私として感じていることは、会議の中でも話に出ていると思うのですが、私のような一般市民が条例を見るときに一番気になることは、住民にとってどう関わりがあるのかということだと思います。住民等という表現が文章を見やすくするためには仕方がないのかとは思いますが、分かりにくいのではないかなとは思いますが。先生がおっしゃっているようにいろいろ工夫をしていく必要があると思います。長すぎても読まないでしょうし、簡潔にしすぎると伝わらない、難しいですね。策定後の伝えていくための工夫もとても重要になりそうに思います。委員の書かれた前文は率直でとても分かりやすいと思いました。」そういうご意見でした。

委員長

というような意見に代表されるように、町民の皆さんにこの条例がとても大事な条例で、これを生かしていかななくてはいけないという気持ちを持っていただくのか。できてからの話かもしれませんが、この条例はそういう大事な条例なんだということを分かっていたことが大事で、それを今回の地区懇談会で、上手くいくようにつなぎをつくっておかないといけないんじゃないかという気がするんです。ただ説明会で、皆さんご意見をと言ってもそうは出てこない。こういうことで皆さんに関わりがあるし、この条例ができると町がこんなふうになるという事例みたいな、「具体的に行政は率先して変わらなきゃいけないと思っています、これができる」と…、何かそういう話のポイントみたいなものがもう少し絞れるといいと思うんですね。そういう意味で、「この条例が制定されると、こう変わるんです」「こういうことが大事になるんです」という。それで皆さんも主権者として参加してくださいと、むしろそういうことだと思うんです。今までのように行政にお任せで過ぎてきたのではなく、それは良い意味で、ある意味大変なことでもあるんだけど、皆さんそういうつもりでやってくださいというような、そんなメッセージを込めた説明会、懇談会になると良いと思います。

パワーポイントも、パッと映して、「そうだね」というぐらいで、終わっちゃいそうな気がしますね。

職務代理者

経過は、皆さん聞きたいですかね。それはできるだけ短くした方が良いと思うんです。

参事

委員とも少し話させていただいたんですが、骨子・構成案の内容そのものを細かくやるよりも、例えば、第一回地区懇談会で意見をいただいたものや他の団体から意見をいただいたもの、地区懇談会のアンケートをもとにして、いろいろ検討を重ねた結果こういうものをつくってきたということを最初に。それと、なぜこの条例をつくるのかというようなところの話をした方が良いんじゃないかという気がして、そういう方向でまとめてはあるんですけど。

委員長

横書きの資料の表の方で、皆さんの意見を集約・反映というところに網がかけてありますが、「参加だけでなく協働のまちづくりをしましょう」とか、右側の方に行くと、「参加という権利を持っているんだよ」とか、「憲法みたいに行政の権限の乱用を防ぐもの」という、何かこういうことをもう少し大きく説明していくと良いと思いました。それで、この条例は、今後の最も大事な方向を示すもので全てこの条例の下にいろいろな条例ができていくし、総合計画やマスタープランもこの理念の中で動いていくという。そういう話と、それができると、どうなるのかという話をして、この条例が制定されると、一般市民の皆さんにとっては、こう変わるんですよと、こう変わるんだというところがもう少しうまく説明できると良いんじゃないかと思えますけれど、どうでしょうか。

委員

資料の最後のところで、「法制度が整います」とありますけれど、この法制度というのは骨子の最後の制度の具体例のことを言っているんですか。

参事

そういうことになります。

委員

そうすると、パワーポイントの2枚目の「8つの制度を提案します」というところですね。

主幹

それだけではないと思います。一応前提として、行政の役割とかがきちんとありますから。制度として参加の仕組みを挙げたものとしてはありますけれど、それ以外にも…。

委員

先生が言った、3番の「この条例が制定されると行政の仕事が変わります」「それから皆さんの住民の住民による住民のための法制度が整います」という二つがありますよね。この二つ目の法制度が整いますというのは、この8つの制度のことを言っているのかと。

参事

制度的にこの条例で定められた制度といえはそういうことになると思います。ただ、8つの制度についても、原則は、前の基本理念から役割と責務で設けてきた理念部分を反映した制度ということはいえると思います。

委員

ですから今回、この条例ができると、新たな皆さんの参画できる制度ができますよということですよ。

参事

現在は、制度として位置づけられたものはありません。例えば地区懇談会でも、去年も行いましたし、それから各課が個別の問題で行ったりすることはありますけれど、それは特にどこかに位置づけられたものではなくて、「必要だからやりましょう」ということの中で始まっているということです。

委員

8つの制度が、今後、新しくできてきますよということではないんですか。確定ではないにしても。例えば、一番の提案フォーラムから8番の住民投票制度まで、こういうことを考えていますし、条例が決定すれば、ここの中の幾つかが具体化していきますよということですよ。だとしたら、この8つはもう少し説明してあげた方が。今まではなかったけれど、今度こんなことを考えています。これだと、あなたたちはこんな参加ができますよという。私もこの8つをよく分かっていないんだけど、こういうケースが起こったら、町側からこういう場を設定しますというのものもあるでしょうし、こういうケースの時は住民の方が場を設定してと提案すれば場を設定できますとか。いずれにしても住民の方が1～8まで何らかの形で参加できるよと、それは従来なかったけれど、新設するのか、従来あったけれどももう少し参画しやすいように変えるのか、ここら辺をもっと説明してあげると、「こういうふうにおレ達は発言の場が与えられるんだな」ということに始めて町民の方に分かってもらえるのではないかと思います。まだ案だということが前提にあるんでしょうけれど。

委員長

その辺を分かりやすく、一番気になっているのは、何が変わるのかという辺りが説明されないと、こういうものを作りますよと言っても、「ああそう」で終わってしまうような気がするんですよ。

委員

今意見が出ていることには全く私も同感で、当初から言っていたんですけど、この条例ができると我々の生活は今までとどう変わるのかというのは、私自身も一番興味があったし、それから他の委員の皆さんもおそらくそうだと思うんです。8つはこれで良いと思うんですが、8つの中に元気なまちづくり事業とか、地区懇談会とか、すでに制度はあるんですね。だから、それはそれでいいんですが、それを含めて今よりももっとよくなって、具体的にいうとこういうこともこういうこともありますよという、やはりそれを重点的に。経過も、こういう経過でできたんだということは説明していただいた方が良いでしょうけれど、やはり一番強調すべきは、「こう変わるんだ」と、「だから皆さんも参加してまちはこうなりますよ、活性化されますよ」と、そこが一番大事じゃないかと、強調した方が良いでしょう。

委員

今まで聞いてもらえなかったのが、今度は聞いてもらえるぞとか。決まるまでは答えてくれない、決まったら意見は聞いてくれないというのが従来だとしたら、今後は、決まる前に説明する機会ができますよとか、それが例えば③の制度ですよとか、それを言ってあげたら、全然町も変わってきたんだということを思うんじゃないでしょうか。

職務代理者

私も全面的にそれに賛成なんですが、最初に出ました法制度が整いますという法制度。これは、私ははっきりしているんです。条例ですから縛りが伴う。従って、今この骨子に述べられているようなことに違反したとき、行政やいろいろなところで不祥事が起きた場合、これは刑事訴追のもとにもなりますというふうに解釈しています。住民の幸せのために反する行為があったときに、その組織内で、仲間内で内々に処理するということがあるかもしれないけれど、そういうものは刑事訴追の対象にもなる条例ですよ。だから非常に強い意味でよくぞ法制度と書いてくださったなと感心していたところです。骨子だけを見てウカウカとはしてられない。そうすると、次に議会もそうかということになります。議会は、始めの頃に申し上げたように二元代表制のもう一つの権威ある別組織ですから、議会が独自に自分たちで条例を作らない限りは我々の感知するところではないんだと。だから行政というか執行機関及び、職員、及び住民等は、この骨子でもって、これを基準にして、極端な話をすると刑事訴追の対象になりますよというぐらいの条例だと私は思っています。

参事

この条例には罰則がないので。基本的に今の公務員の制度の中では、条例、規則、訓令まで、違反した場合には、懲戒処分の対象にはなるということにはなっています。

職務代理者

そういう面において、そういうものに基づいて法制度が整ったということを書かれたのは、そういう意味だと解釈しています。恐ろしいですよ、簡単な文章ですけど。

参事

そうしましたら、このパワーポイントでの説明を二つの幕で説明しようとしているんですけど、一気に説明するのではなくて、例えば骨子・構成案がまとまりましたというところの説明の中で、参加してもらった住民の人と対話ができるように、その時々でアンケートのような形で聞いてみたり、意見を聞きながら進めていって、特に一番と二番がかなり大きなポイントを占めていますが、この条例が制定されると、というのをもう一枚起こして、具体的に「こう変わります」というのを、もう少し充実した形で考えてみたいと思います。それで説明をしていく過程では、その都度、例えば、「町は住民の提案にきちんと答えてほしいというのがありますけれど、これを、こういうのが前回出たと、これをどう思いますか」ということを入れながら、「今回そういうことのないようにということで、この条例をつくる目的としています」ということを入れながらやれないか考えてみたいと思います。

委員長

このままでもいいと思うんですよ。だけど、もう少し関心がありそうなところを刺激するというか、そういうようなあれでないと、「ふんふん」と、だらっと聞いちゃうというような。だから、場合によっては、ちょっと引っかけというのはおかしいですが、何か出てきそうなふうに説明をすとか。それからもう一つは、条例の骨子・構成案がまとまりましたというよりは、この条例が必要となった社会背景、参加と協働を必要とする社会背景という、やがては分権という形で、地域で責任を持って、事に当たっていかなければやっていけない日本になってきた、何かそういう話を皆さんに。「だから皆さんも自覚してくださいね」という。前文の話なんかが、かなり大事なんじゃない

ないかと思うんです。それで、「だから大口は合併しないで自立してやっていこうということで総合計画ができたでしょう」と。「その延長線上に、もっとそれをきちんと制度化することが必要だということで、この条例の制定の動きになってきたということで、策定会議ができ、いろいろなやりとりをしながらここまでやってきました」というその辺の、この条例がなぜ必要なのかというそこをまず分かってもらうような話。それで、条例の骨子・構成案がこんなふうにまとまりましたという話で、内容はこういうことですよ。これはもう皆さん読んでいただいたので、割とさらっとしていいと思うんですね。それで、前提を受ける話として、この条例が制定されるとこんなことが変わるし、皆さんも変わってもらわないと困るし、役場も変わろうとしていますということが具体的に目に見える形で説明してもらえると良いのかなと思います。それから、8つの制度というのが、少し、まだ住民の参加・参画というところからいくと、ここの8つは今既にありますよね、ある程度。それが、余りちゃんとできていなかったというのもあるかもしれませんが、例えば、提案フォーラムという時に、「住民等から政策提言が出された場合」と書いてあるんですけど、住民等から政策提言がどのように出されるのか、その制度がないということに気がついたんです。どうやって、政策提言が出されるのか。誰か一人で呟けばいいのか、何人かがまとまって政策提言としてどこかに出して、それが受け止められるのか、そういう仕組みがないと。フォーラムとか役場がやることに対してこういうことをやりますという、パブリックコメントもそうですけれど、こういうことをやりますけどどうですかという、いつでも上からというか一方から出てくるだけだけれど、こういうことが必要じゃないという政策提言が出てくる制度が一つ欠けているなど、明文化されていないという感じがするんですね。だから、住民等から政策提言が出された場合、どういう時に出されるのか、出せるのかという、それが無いと。今、前文を書こうとして、いろんなどころを見渡して、それが無いと。まちづくり協議会みたいな何人かの有志がまとまって結成すると、それが認められて、その提言・提案が議論される、そういう制度を持っているところもあるんですね。

それから、もう一つは、八戸の場合は、住民等の中に子どもが入っているんです。これはものすごく画期的なこと、将来を担う子ども達が住民等の中でなく、もう少しはっきりと打ち出されても良いんじゃないかというふうに思ったりします。いずれ申し上げようと思っていたんですけど、だから、本当に住民の皆さんからそういう意見を出してくれれば良いんだけど。この骨子・構成案でもうちょっと踏み込んで、ユニークで新しいところを入れておかないといけないのかなという気があって、これは地区懇談会や議員の皆さんとの懇談の後に提案しようと思うんですけど、少し先走って言うてしまうと、そういう話です。小グループでも政策提言ができるというようなそういう制度をつくっておかないと。

参事

これは条例の骨子ということでこういう書き方がしてあるんですけど、ここにも書いてありますが、具体的な手続きを制度化するということですので、それについては、別に条例とか規則、要綱で、例えば、人数については条例の中に入れる方法がありますが、条例の中に入れば、議会の議決を経ないと変更できないということになるので。

委員長

そういうことが組み込まれている条例がかなりたくさんあります。それから、制度として一般市民と呼ばないで、まちづくりアドバイザーというある程度意識を持った市民グループを養成します

というような、こういうことがあったりするんで、もう少しその辺で議論が必要だと思います。今日の話ではなくて。今日の話は、この条例が必要になった背景、これをもう少し町民の皆さんにご説明したら良いと思うんですね。合併の話とか、総合計画の話とか、全国の社会状況、地方分権、現在のグローバル化で今までどおりの行政運営ではやっていけなくなるが見えているんですという、そういう辺りをもう少しちゃんと言うと。「何でこんな条例をつくるの」という、まだそんな気分だと思うんです。それで、それを受けて3番目のところで、「この条例ができるようになります」「こういうことを覚悟しています」と。行政の方から説明するとすればそういうような説明の仕方をして、皆さんにも「そういう自覚を持って参加してもらわないとダメなんです」という、その辺の挑発というか、そういうことをした方が良く、そういう懇談会になると、逆に刺激をすると意見が出るんですね。そうじゃないと、事なかれで終わってしまうような気がするんです。あまり紛糾しても困るんだけど。

職務代理者

全く気がつきませんでしたけれど、その通りだと思います。
だから、具体的なところでもうちょっと盛り込もうということでしょう。

参事

今回の、先生が言われた条例を必要とする背景、これはこちらの方に少し入っていますけれど、それをもっと分かりやすく。

委員長

やはりこれからはこういう条例で、きちんとやっていかないと、今までどおりでは、いけないんだよということをまず分かっていただかないといけないんじゃないかと思います。「何か条例ができたらしいよ」ではなくて、「この条例がどうしても必要なんだ」「こういう条例が必要になってきたんだ」と。それで、「大口町は先進的にそういう運営をしています」という。まずそういう前置きがあって、それで取り組みの経過があって骨子があって、これができるようになるんですけど、皆さん、何か意見はありますか、意見をくださいという、そのぐらいの積極性がないと11回もやるのに時間だけ使って無駄になるような気がするんで、なるべくその機会を生かして意見をもらう、あるいは意見がなくても、こちらの意図をご説明して、浸透して分かっていただくということが必要じゃないかと思います。

職務代理者

そういうこともあって、余り経緯を言っても相手は聞きたいと思いませんから。庁内での報告ではありませんからそこら辺は気をつけた方がいいかと思います。私が極端なことを申し上げるのは、やっぱりこういうものがないと、過去からの淡々とした状態が続いてしまうと。目を覚ますために先ほど刑事訴追と言ったわけですから。それは大袈裟にしても、そういうものがないと縛りにはなりません。

参事

一度考えてみます。懇談会のパワーポイントの構成と、どこに力点を置いて意見を聞いてみたり

するとか。

委員長

やりとりの接点をどうつくりですか。

参事

その辺りを検討してみます。

委員長

他の委員の皆さんはどうですか、地区懇談会の進め方について。

委員

前回、グラフを出して、意見を言っていたという方法を見て良いなあと思ったんですね。私が思ったのは、パワーポイントとか字とか本だけで読まれるよりは、例えば、康江ちゃん人形とか、恒ちゃん人形とか、男の子、女の子で、前回出てきた地区懇談会でのいろんな苦情なんかを二人で言い合ったりして、その地区から出てきた言葉があると思うので、そこら辺から入っていくと、その地区の問題が出てきて、この制度の提案フォーラムはどうというような感じでお人形さんを使うと分かりやすいと。インターネットで調べていると、お子さんにも分かりやすい条例みたいな、絵を見てすぐ分かるとか、これは何の話なんだというのが分かったりするものですから。大人の方なのでそこまでは必要ないかもしれませんが、それでもパワーポイントで字と、ただ読んでください、説明しますだけでは印象も少ないですし、各地区で色があると思いますので、前回は踏まえて今日があるんですというようなことができる。南の方の話を北の方で話しても、やっぱり皆さん、「そういうのもあるわね」ぐらいなことではかないと思います。

委員長

地区の地域性みたいなものを踏まえ、前回は踏まえているというこの2点ですね。

委員

何が変わるんだというのが知りたいと思うんです。変わる変わるといっても、どこが変わるのかという感じで。「私たちの前回言った意見はどうなったの」と言われてもあれなので、その辺を少し出されると。

委員長

前回出た意見に対して、こういう解決をしていますという地区ごとの説明があるといいかもしれませんね。

委員

解決していなくても、解決したいでもいいですし。

参事

「前回の地区懇での意見はこういう意見が出ました」とまとめて出しておいて、それで経緯の中で、「これはこういうふうに」と説明していくとか。

委員長

前回の地区懇談会ではこういう意見が出ました。これに対して、この条例では、こういう形で捉えていますという。それから、掛け合いでやるというのもとても良いと思います。一方的にいくのではなくて、時々ちゃちゃを入れたり、「分からないんだけど」という素人っぽい質問なんかが入って、それに対してまた説明するような。

委員

前回、南の方で一番びっくりして気になったんですけど、あの時に大変紛糾して、「町の幹部と約束したのに、それに対する回答がない」とか、歯車がかみ合わないというふうな感じの激しい意見がありましたね。おそらく、関心のある方はまたお見えになると思うんです。この場合に、そういうことがあった時に対して、この条例と直接関係しないとは思いますが、条例ができたら、この前質問したようなことはどうなるんだとか、私ならそういう質問ををすると思うんです。そういうことには、どういうふうに対処するんでしょう。想定しておかないと。

参事

その時の問題はもちろん私の方からその担当に伝えたということもありますし、その後もあの方と担当で話をしていると思います。

委員

条例の説明とは直接は関係ないと思うんですが。

委員長

個別の問題にお答えするのではなくて、条例ができると、例えば、それはこういう形できちんと窓口ができるし、担当ができて情報公開ということで説明されるという建前になりますからという説明をすれば良いんじゃないかと思います。地区ごとに抱えている問題は少しずつ違うし、地域性を踏まえて説明をすること、これが大事だと思いますね。

委員

我々は自分達が選んだ議員さんがいて、区長さんがいて、二人を通して、いつまでもちゃんと不自由なく、自分たちの意見が通っているんだという地区もないわけではない。さっきの話の裏返しになるんですけど、なぜ、これが必要なのかということを知りたいわけです。自分たちが選んだ議員さんがいるのに、どうしてこういう条例が必要なのかという原点で質問されると思うんですね。だから、こういうことでこれが必要で、これができると皆さんもこうなる、だから皆さんも頑張ってくださいと、そういう趣旨ですから。

職務代理者

議員さんに関しては二元代表制ですから、それに関するものを我々に質問されても答えられない

ですね。我々は、執行機関の長から任命されていますから、議会は独立した立派な権威ある議会です。ですからここで決めるなら決めてくださいということだと思います。

それから、もう一つ先ほど先生が先走りしましたとおっしゃられましたけれど、住民からの政策提案が出た場合どうだという、これは議会の議員間もそうだと思います。議会がまとまって、議会として政策立案をすれば良いものをみな一匹狼で町長に直訴したり、この間の盆踊りでもそれがありませんでしたけれど、先生がおっしゃったことは住民にかかわらず議員さん達もそうなんです。それで、町長が却下したら「却下だでもなんでも」ってやっていますから、やっぱりこれからなんです。

それからこの間の職員懇談会の時にも出たと思うんですが、我々、職員懇談会で行政課が自治組織に非常に大きくかかっているとと思ったら、全然そんなことじゃないという話だったんです。というより、これができてから制度やその他がこれからつくられていくという一面がありますから、何から何までうまく答えていくということにはできないと思います。一番びっくりしたのは、行政課の守備範囲、「何を言ってるの。私たちは単なる伝達機関だけです」と。あのお話を聞いても、「役場内でもこれに基づいていろいろ動き出さないといけない」と、そういうことじゃないですか。ですから余り議会は気にしないことに。自発的に、彼らでいろいろとやり始めたらこの前も申し上げたように大成功です。

それから最後に言いたいんですけど、ここまできたら、いかに諮問委員会といえども、町長ご自身から何らかのコミットメントがないと、懇談会もへちまもないんです。極端なことを言うと、ある程度これで行こうというようなことをこの段階で報告されるでしょうから、言ってもらわないと拠り所がないんです。一生懸命考えてやりますよ。やりますけれど、ちょっと物足りないとは思っているんです。どこかの盆踊りの挨拶がNPOの挨拶ぐらいの話ばかりで、このまま行ってしまうと少し心配があるんです。余分なことを申し上げましたが、委員の一声で私眼が覚めたんです。そんなテクニカルな話ばかり議会に対してしているのはいけないと、鋭く言われたんです。あれでハッと気がついたんです。だから、私にとっては議員との懇談会も必要ないんです。

参事

たぶん、必要になってきます。

委員

さっき言った法制度の話。今委員が言われた掛け合いの話、あれは、タレントでも連れていかないと難しい。確かにパワーポイントの中でキャラクターが出てくるとか、確かに仮定でたぶん住民からこんな質問が出そうだなというものを予め出して、それで、やりとりがやれるといいなと思いますが、やれる人がいればいいですけどね。

委員

台本が必要ですね。

委員

台本を簡潔につくれる人と、それをちゃんと演じるなり、演技できる人、この辺のNPOの中でもそういうのが得意なグループはないのかな。

委員

演劇なら中野先生とか。

参事

それをまたセリフでしゃべるという。

委員

それがダメならパワーポイントとかパソコンの中で、CGやイラストとか、それが得意な人もきつ
というと思うんだけども。

委員長

内容まではいいけれど、想定質問みたいのが幾つかあって、むしろ会場から出る前に委員とかサ
クラが、「その辺はどうなってるの」というように、先に言って事務局に答えてもらうという。何
かそういう掛け合いが大事かと思うんですね。

委員

地域地域で出た話も含めて、8割方出そうなものは先にこちらで取り上げておけば出る意見も出
なくてすみますし。

委員長

この地域では、こんな意見が出そうだねというものを2つ、3つ、たくさんじゃなくてもいいと
思うんですけど。

職務代理者

「100個に200個もある空き缶のポイ捨てをどうしてくれるの」というのに答えるわけですから。

委員長

この条例ができると、それが解決されなければならない。
他の委員さんもどうですか。

委員

やっぱり委員と同じで、「なるほどな、大人の意見だな」という感じで、やっぱりアセスメント
というか、聞いておいた上でフォローアップをしないと、言われた方は覚えてみえると思うんです
ね。大事なことだと思います。

職務代理者

この前の地区懇を紐解いてみないといけませんね。

委員

第2回ということで、たぶん皆さんも今度とは構えてみえると思うので。

委員長

あんまり身構えなくても良いと思うんですけど、質問をした人は、あれはどうなっているのかと思っているのは確かでしょう。

職務代理者

「この前と同じことを言うの」と言われるかもしれませんし。

委員長

この前と同じだと、がくつとくるでしょうね。

ではその辺の地域ごとに少し絞るポイントを押さえて、何か出そうな質問を予め出しておいて、出席する委員に代わりに質問してもらおうとか。少しおもしろくというか、普通の地域説明会ではつまらないと思うので、ちょっとその辺を考えていただいて。我々も議事録を読み返してみますけど。

あくまでもこれは骨子案で、皆さんの意見を伺って今後いろいろと盛り込んでいきたいと思えます。そういうことですからということで、何もこれで行きますということではないので、できるだけ皆さんから広く意見をいただきたい。そういうことを貫けばいいんじゃないでしょうか。

職務代理者

それと、町長のコミットメントの話をしましたけれど、この前の職員懇談会の時、参事が言われたと思いますが、町長が「これからどういう改革をしていくんだというところまで早くまとまらないか」ということをおっしゃったんですか。骨子がまとまったんだけど、既に効果のところには、期待をしてるようなことを聞いた気がするんですが。

参事

効果というのは、その後どう変わるかという。

職務代理者

どう変わるのか、もう少しはっきりと。

参事

そうなるということを言われるときもあつたということです。

職務代理者

「ここを変えてこうやろう」とか、コミットメントがほしいというのは、そういうところから思っているんです。

参事

今の流れとしては、町長も承知しておられると思うんです。この後議会との懇談会を開いて、地区懇というふうにあつたんですが、議会の方から地区懇を先にやってくれということで、それも承知をしていますし、細かい進め方は…。

職務代理者

それはどうでもいいです。結果として見られて、町としてあるいは委嘱したものとしてどう思っているか、どうしたいかということ。だから我々の発言も間違えましてね、議会をもうちょっとなんとかしないといけないという話からちょっとスライスしちゃいましたけれど、議会はあれで良いんだということで修正しましたからいいんですが、そういうことです。もう次のことを思っているということですね。

参事

「次にどうなるんだ」ということを聞かれたこともありますが、ちょっと私も答えられませんでしたが。

職務代理者

委員が言われた法制度というのはいいですか。ちょっとオーバーじゃないかな。

委員長

その中身を、「法制度と言っているのはその辺のことです」とか、「こういうことができます」とか、もう少し具体的に出てこないと一般町民には分かりにくいということもありますので、その辺も考えてみてください。

ということで、意思統一というところは、今回細かい字で書いてある部分ですね。この辺は「皆さんよろしいですね」ということで事務局がまとめてくれたんですが、この説明を。本当は今日の大事なメイン項目ですので。

主幹

※主幹より資料「町民参加のまちづくり地区懇談会の開催について」に基づき説明

委員長

この町が目指す条例は、単なる参加ではなく参加と協働を進めるもの、それから町の憲法的な規範、それから大口町のまちづくりの参加と協働で進めるための規範とする、このことだと思います。さっき、地区懇談会の進め方のところで言っていた、背景という、この辺りをもう少し、身にしみて分かるように。このままで行くところなるよという。それで第6次総合計画である程度方向性を定め、制度的に保障されるようにするためにもこの条例が必要です。そういうところだと思いますね。いかがですか。

それから、裏のところの自治組織の辺りを、地区懇談会というところで皆さんの意見を聞きながらさらに検討を加えていきたい。この辺は少し強調しておいていただきたいですね。どのぐらい意見が出るか分かりませんが、「自治組織についてはこう表現しているけれども、この点については地区懇談会で意見を参考にしながらさらに検討を加えていきたいと考えています」と、これが、この地区懇談会の大きい目的だと思うので、そこはきちんと説明してもらいたいです。

町の執行機関というのは改めて「以前から町と言ってきたんだけど」というその辺を説明した方がいいかもしれませんね。今まで大口町とって、町はあるいは町長はと言ってきたんですけど、

もう少しそれを厳密にした方が良いということで、こういう言い方をしていますが、その点についてもご意見をくださいというような。そういう投げかけをした方が良いかもしれないと思います。もうちょっと盛り込みたいというのは先ほど申し上げたようにありますけれど。

職務代理者

盛り込みたいところで、我々これまで検討もしていませんが、これからのこととして先ほど先生も少し言われましたが、提案フォーラム、政策フォーラム、ここに制度化しますだの手続きをどういうふうにしますだのと言っていますね。そして、今出た自治組織につきましても、それを聞いて具体化していくということですね。そこで思うのは職員の職務規定。あると思うんですが、お聞きしたいのは、各部、各課の職掌規定というのがあるんですか。

参事

事務分掌規程というのがあります。

職務代理者

この前の行政課のお答えなんかを聞いていますと、はっきりしてないんじゃないかと。課が一番の実行部隊ですから。課のレベルで、勝手解釈の積み重ねになっていないかと、感覚的に。だから、今の提案フォーラムも政策フォーラムもそうですが、職掌規定というのが一番始めに、どっちみち充実していかないといけないということになりますと、自治組織もそうですが、職掌規定というのがしっかりしないとうやむやになっていってしまうのかと。とにかく企業では逃れられないぐらいがんじがらめに決められています、いろんな職を拝命すると必ずついてまわりますね。この間り一番びっくりしたのは行政課なんです。「次に何をやるんだ」「どういうふうにしてやっていくんだ」と、もし町長がおっしゃるならば、職掌規定から新しいもの、それから従来のものをきちんと再構築しましょうということではないでしょうか。いずれ変わってきますから。会社でもよくあるんですけれど。勝手解釈という。時々見直さないといけない。

委員長

他にこの辺がまだひっかかる、この辺が問題だというところがあれば。

委員

数値目標等を明示した主要施策の評価に住民等が参加する第三者評価の制度化とありますが、私はものすごく評価しているんです。これは総合計画の時にも数値にこだわって申し上げたんですけど、議員の皆さんも含めてほとんど関心がなかったの。民間では、生産とか営業とか数字で出しやすいセクションだけでなく、間接部門も。役所ではなかった、できにくい、ということもあるんですけれど、今、役場でよく行政経営計画という言葉聞き出しましたので、びっくりして、それも評価しているんですけど、これは非常に職員の方も変わらなければいけないという中で、画期的なことだと思ったんです。

委員長

他にありませんか。

委員

この紙はどうやって使うんですか。

主幹

これは今日だけの資料です。

委員

地区懇談会に出る我々はこれを持って出るのか、頭にインプットして出るのか。ここに書いてあるようなことを。

参事

基本的には、こういうことで今までやってきたんじゃないですか、ということで考え方を統一しておきたいと思います。

委員

別に当日配られるわけでもないし、手元に持っていればいいし、持っていなくてもいいということですね。

参事

これをもとに作ったのがこれですので、これを先ほどいろいろとご意見をいただいたので、もっと分かりやすいように。意見を聞きながら対話形式で進められるようにできるかどうかですけど。

委員

今、読んでくれたように、当日読むわけでもない。

主幹

ないです。そんなことをやったら誰も見なくなります。

委員

ならいいです。

職務代理者

意思統一というの、やはり骨子をやってきてそれぞれ一人ひとりが一年間やってきたわけですから、私はやっぱりこういうふうにしてるんだということをここで皆さんがまとめておいて臨めばいいでしょうと思います。やはり前文も書いてみようとすると、いろいろと見なきゃいけませんから。

委員

これを読むと、なるほどと。また委員、先生のように、もう一度資料を見ながら自分なりにまと

めたいと思います。

委員

町長さんが、この骨子・構成案を見て、どう言われているのかということは少し聞きたいですね。どういうふうに私たちのことを評価してくださっているのか聞きたい気もしましたが。

委員長

町長との懇談会はもう一回やりますか。

職務代理者

「読ませてもらってこうだった」と、これだけのことなんです。

委員長

率直に言っていただいた方がいい。賛同してくださってるような雰囲気ではあるけれど。ちゃんと明言はしていらっしやらないので。だから、ちょっとどうなんですかと聞いてみたい誘惑にかられますけれどね。

職務代理者

言われたら「職掌規定をつくってください。」「議会のことは我々に言っても無理です。彼らの自発的な力の目覚めを待ちます。」と。

委員長

今日は、この3番の「行政の仕事の仕方が大きく変わります」というところ。

職務代理者

次はそこですね。

委員長

仕事の仕方というのと、それから行政の役割が変わるということも含めた方が良くもありません。今までのように何でもかんでも行政ではなくなったということ。協働というのは、何でもかんでもではなくて、というその辺を分かっていたと。本当は進行に活躍していただこうと思っていた委員がご欠席なので、ちょっとこの辺の報告を兼ねてどうするかという、さっきのシナリオで掛け合い漫才をやるのか、始まる前にもう一度こういうふうに進めますというのを委員会を開くことはないと思いますけれど、出欠表をつくって、必要に応じてはサクラで質問をしてくださいというお願いをしたり、何かその辺を事務局でうまく考えて。短時間だからざっと説明しただけで終わってしまうことはもったいないと思うので、ぜひ有効にこれが機能するといいですね。

参事

これは考えます。場合によっては委員とも連絡を取りながら。

職務代理者

我々も、「この委員会の中でどうするか困った問題で結論もついていないし、どうもうまくいかないところはこういうところですが、これについてどう思いますか」というのを作って。これを読んでどうと言われても。だから委員の最初の言葉ですが、「住民等という言葉は聞きなれないから」というのは、「いいですよ、住民というふうに書いていいです」「書き物にすると住民等というのは」、やっぱり耳慣れない言葉が出るとそこに抵抗を感じて住民等とはと言ってしまおうんです。

委員長

八戸市もまちづくり条例で、条文は本当に短いんです。でも解説というので、絵入り、色刷りで背景からこういうあれですと、逐一説明がなされている。やはりこれを作らないとダメですよ。だから、できてからになるかもしれないし、作りながらこういうことを少しずつ書き足していくというのも大事ではないかと思います。事務局は今後も大変だと思いますがよろしくお願いします。あと、始まるまでに2週間なので、その間でいろいろな準備をするので大変だと思いますがよろしくお願いします。

参事

今日お配りした日程表があります。できましたら、出席のできる日にちを教えていただきたいと思いますが。

※出欠の確認

参事

そうしましたら、今日欠席の方のご都合を聞きまして、また一覧を送らせていただきます。それと説明ですね。当日の地区懇談会の説明に関してもう少し検討したいということ、それから当然進行要領も作りますので、また連絡をさせていただきますのでよろしくお願いします。

委員長

それでは、今日はこれで終わります。ありがとうございました。

■ 閉会